

## はじめに

国土交通省では、運輸分野における安全性の向上を図るため、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 19 号）を平成 18 年 10 月 1 日より施行しました。これにより、鉄軌道事業者に対して安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者の選任・届出、国及び事業者に対する輸送の安全にかかわる情報の公表等が義務付けられました。

本報告書は、平成 19 年度の鉄軌道輸送の安全にかかわる情報を、鉄道事業法第 19 条の 3 及び軌道法第 26 条の規定に基づき公表するものです。

本報告書の公表により、鉄軌道事業者自らの安全の確保に対する意識が高まるとともに、鉄道の安全利用に関する利用者や沿線住民等の理解が促進されることを期待しています。